

保振社振 16 第 72 号  
平成 16 年 9 月 17 日

短期社債振替制度利用者各位

株式会社証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

### 「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の本年10月1日の一部施行により、社債等の振替に関する法律第128条が改正されることに伴い、「短期社債等に関する業務規程」、「短期社債等に関する業務規程施行規則」及び「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」について、所要の改正を行います。改正概要等については以下のとおりです。

### 記

#### 1 概要

現在、加入者はその直近上位機関に対し、自己の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付を請求できるとしてありますが、新たに、当該事項に係る情報の電磁的方法による提供についても請求できることといたします。

また、利害関係を有するものとして政令で定めるものが請求を行う場合は、正当な理由があるときに限られるものとします。

#### 2 改正内容

「短期社債等に関する業務規程」、「短期社債等に関する業務規程施行規則」及び「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」の新旧対照表については、別添のとおりです。

#### 3 施行日

弊社取締役会承認後、業務規程改正に係る監督官庁の認可を条件として、本年10月1日に改正の予定です。

#### 4 電磁的方法による振替口座簿記録情報の提供の実務運用

弊社における電磁的方法による振替口座簿記録情報の提供の実務運用については別添の「振替口座簿記録事項証明書等の請求方法について」のとおりです。

以 上